

# 福井地裁判決から学ぼう！

## 島根原発エネルギー問題連絡会の学習会

7月13日、「福井地裁判決のミニ学習会」が、島根原発エネルギー問題県民連絡会・松江地域連絡会の主催で城西公民館において開催されました。

講師は、岡崎由美子弁護士。岡崎弁護士は、5月21日に福井地方裁判所が大飯原発3号機、4号機の運転差し止めを命じる判決が出た後の

5月26日、島根原発1、2号機差し止め請求訴訟及び3号機差し止め等請求訴訟原告団・弁護士名で出した声明文にコメントを付け加えての講義でした。

### 250キロ圏内に 居住している人が原告

裁判の原告は、大飯原発から250キロメートル圏内に

住んでいる166名の人々で

した。何故250キロ圏内なのか？ それは、チェルノブイリ原発事故が、250キロ圏内は避難区域であった事と、原子力委員会近藤俊介委員長が、平成23年3月25日に自主移転容認区域を250キロ圏内としたという二つの根拠からであるということでした。

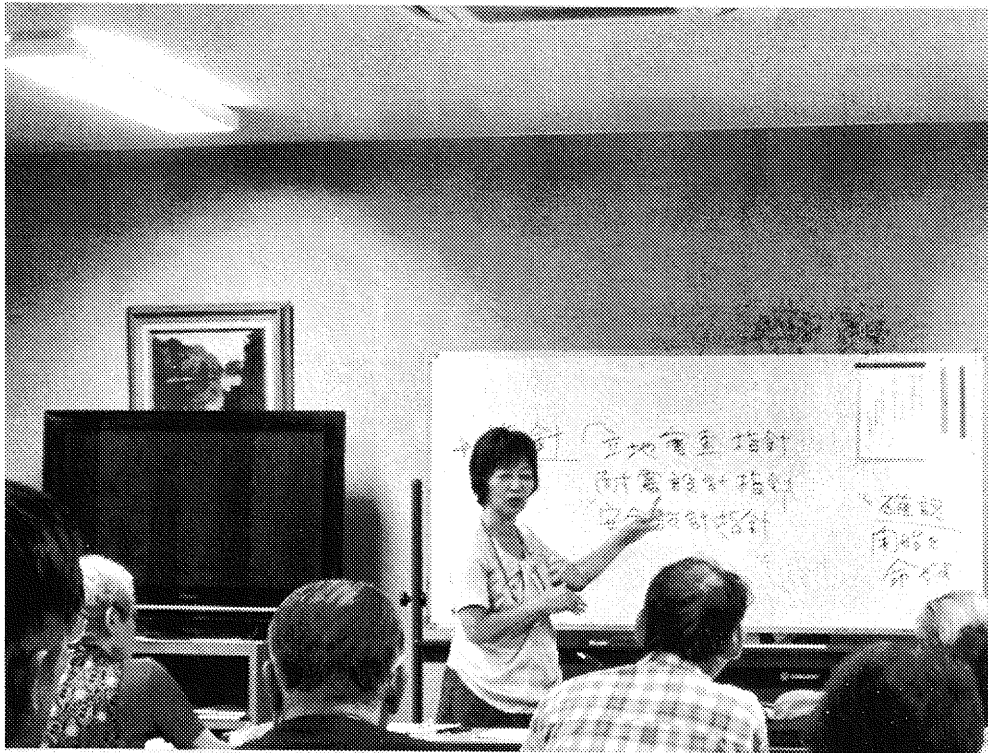
### 判決冒頭

#### 人格権の意味

判決の冒頭に、人格権という言葉が出てきます。人格権とは憲法上の権利であり(憲法13条の生命、自由及び幸福追求に対する権利と25条の生存権)、「生命を守り生活を維持する」という人格権が侵害される恐れがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できる」と、明確に言いきっています。

#### 司法は生きていた

福島原発事故から、原子力発電技術の危険性が十分明らかとなり「事故後に判断を避けることは裁判所に課された最も重要な任務を放棄するに等しい」と司法のあるべき姿を明確に示しており、まさに



「学習会で講師を務める岡崎由美子弁護士」

「司法は生きていた」と評価される部分です。

## 明快に、勇気を持って

## 結論を出したことに敬意

島根原発差し止め訴訟原告団・弁護団の声明は「この判決は福島原発事故の被害の現実を見据え、原発の抱える本質的な危険性を深く認識し、市民感覚に基づき、明快に、勇気を持って差し止めの結論を出したことに敬意を表する」としています。

1、原子力規制委員会には、適合性審査の保留

2、国に対しては、すべての原発の稼働・再稼働の断念

3、中電を含む全国の電力会社と島根県を含む原発立地及び周辺自治体に対しては、原発依存から再生可能エネルギーへの転換を住民と協働して目指すこと

の3点を要望したことが報告され、参加者から活発な質問意見が出されました。

